

平成 21 年 9 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
ジョイント・リート投資法人
代表者名 執行役員 三 駄 寛 之
(コード番号：8973)

資産運用会社名
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ
代表者名 代表取締役 坂 本 光 司
問合せ先 IR・財務部長 佐 藤 信 義
TEL. 03-5759-8848 (代表)

資産運用会社における金融商品取引法に基づく届出（兼業業務の届出）に関するお知らせ

ジョイント・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日開催された取締役会において、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第 117 条第 4 号に規定する機関の運営に関する事務を本投資法人から受託することを決定したことに伴い、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づき金融庁に対して兼業業務の届出を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これに伴う本投資法人の一般事務受託者の変更につきましては、本日別途公表したプレスリリース「機関の運営に関する一般事務受託者の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 届出日

平成 21 年 10 月 1 日（予定）

2. 届出内容

金商法第 35 条第 3 項に基づき、金商法第 35 条第 2 項に掲げる兼業業務を開始する旨を以下のとおり届出いたします。

(1) 兼業業務の種類

本投資法人から投信法第 117 条第 4 号の規定による委託を受けて機関の運営に関する事務を行う業務

(2) 開始年月日

平成 21 年 10 月 1 日（予定）

なお、資産運用会社は上記の兼業業務の届出に伴い、金商法第 31 条第 1 項に基づき金融商品取引業の登録にかかる変更届出を行います。

3. 届出理由

資産運用会社が本投資法人の機関運営を進める上での効率性、機動性及びコスト等を総合的に勘案した結果、本投資法人の業務内容を熟知している資産運用会社が機関の運営に関する事務を行うことが適切と判断したものです。

4. 今後の見通し

本件一般事務受託者の変更につきましては、平成 21 年 10 月 1 日から開始予定であるため、本投資法人の平成 21 年 9 月期（平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日）における運用状況に与える影響はなく、本件による運用状況の予想の変更はありません。



JOINT REIT

ジョイント・リート投資法人

本投資法人の平成 22 年 3 月期（平成 21 年 10 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）における運用状況の予想につきましては、平成 21 年 11 月 16 日公表予定の平成 21 年 9 月期（平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日）決算短信においてお知らせする予定です。

以上

- * 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ : <http://www.joint-reit.co.jp/>